

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.001

| | |
|-----------|--|
| 処 分 名 | 都市公園の公園管理者以外の者の施設の設置等 |
| 処 分 の 概 要 | 公園管理者以外の者が、都市公園内に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければなりません。 |
| 根拠法令等・条項 | 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条 |
| 審 査 基 準 | <p>○以下の要件を満たす場合に許可が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの・当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの <p>○なお、公園施設とは都市公園法第 2 条第 2 項に定める以下のものです。</p> <ul style="list-style-type: none">一 園路及び広場二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの <p>○設置にあたり、必要に応じて条例第 13 条に定める使用料を納めなければなりません。</p> |
| 標準処理期間 | 14 日 |
| 設定年月日 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| 申請時期 | 随時 |
| 申請方法 | 庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送 |
| 備 考 | ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/bunka_sports/kouen/shiyou.html |

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■都市公園法

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(使用料等の額)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料又は占用料を納付しなければならない。